黒部市家計応援物価高騰対策事業(プリペイド型ギフトカード給付)

よくある質問(FAQ) R8.10.13 時点

【まだ受け取っていないカードの受取手続】

＜質問＞

9月 30 日まで市役所に行けず、まだギフトカードを受け取っていません。
もう受け取ることはできませんか？

＜回答＞

11 月 30 日(月)まで、市役所窓口での受取手続きができます。

◆受付窓口

ア)通常窓口 11 月 30 日(月)までの平日9時～17 時 企画情報課(市役所3階)

※この期限以降は、受け取ることができません。

↓ 終了しました。

~~イ)延長窓口 8月3日(月)～7日(金) 17 時～19 時 市役所2階 会議室~~

~~ウ)休日窓口 8月 23 日(日) 9時～12 時 市役所2階 会議室~~

◆手続 ①～③の該当するいずれかの手続きをしてください。

①受取者本人又は受取者本人同一世帯の方が手続きをする場合

・受取申請書①の記入

・窓口に来られる方の本人確認書類※(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示

②代理の方(受取者本人と別の世帯の方)が手続きをする場合

・受取申請書①の記入

・窓口に来られる方の本人確認書類※(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示

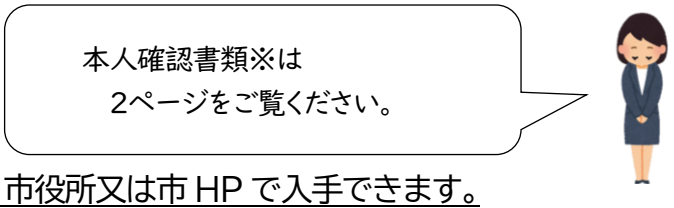
・委任状の提出(受取者本人が記入)

受取者本人による記入が困難な場合は、受取者本人の本人確認書類※の提示をお願いします。

③ご遺族の方が手続きをする場合

・受取申請書②の記入

・窓口に来られる方の本人確認書類※(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示



＊委任状や受取申請書①②は、市役所又は市 HP で入手できます。

＜質問＞

親が住民票を自宅に置いたまま施設に入所しています。（または、長期入院しています。）私が代理で受取手続きをしたいのですが、どうしたらよいですか。

＜回答＞

別居のご親族の方など代理の方の受取は、黒部市役所の受取窓口（7月 28 日～11 月 30 日）でのお手続きをお願います。

◆お手続きには、5 分程度かかります。（混雑状況による）

≪内容≫　申請書①の記入
　　委任状や本人確認書類※の確認

◆お手続きの際にお持ちいただくもの

・委任状（市ホームページからダウンロード可能）
　受取者本人による記入が必要
　受取者本人の記入が困難な場合　…受取者本人の本人確認書類※の提示が必要

・市役所の窓口に来庁される方の本人確認書類※（マイナンバーカードや運転免許証など）

※本人確認書類について

以下の（ア）または（イ）の本人確認書類

（ア）いずれか 1 点
　官公署が発行した顔写真付き身分証明書（運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど）

（イ）いずれか 2 点　※顔写真付きの身分証明書がない場合
　国民健康保険・健康保険・船員保険または後期高齢者の資格確認書、
　介護保険の被保険者証、学生証、生活保護受給者証、
　その他公の機関が発行した資格証明書など



お時間に余裕をもって
お越しくださいネ。

＜質問＞

3月2日に母が亡くなりました。ギフトカードの対象者ですか。
対象の場合、ギフトカードを受け取るときは、どうしたらよいですか。私は市外在住で、親とは別の世帯です。

＜回答＞

令和8年1月2日以降に亡くなられた方も、令和8年1月1日時点の住民基本台帳に記載されている方は対象ですので、3月2日に亡くなられたお母様も対象となります。
別居のご遺族様の受取は、黒部市役所の受取窓口（7月 28 日～11 月 30 日）でのお手

続きをお願います。

≪手続内容≫
・受取申請書②の記入
・窓口に来られる方の本人確認書類※（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示

＜質問＞
父が7月に亡くなりました。父は対象者のため、相続人である私が受取の手続きをしたいのですが、県外に住んでおり、仕事の都合上、9月末までに黒部市役所へ行くことが困難です。どうしたらよいですか？

＜回答＞
対象者がお亡くなりになり、ご遺族の方が県外在住のため、9月末までに黒部市役所窓口での手続きが難しいというご相談も受けていることから、受取窓口を 11 月末日まで延長します。（ギフトカードを県外の相続人様に送ることも対応可能です。）
その他、ご心配ごとがありましたら、個別に伺います。お気軽に、市役所企画情報課（電話 0765-54-2115）や専用のコールセンター（電話 076-433-4358）へお問合せください。

＜質問＞
一人暮らしで、10 月上旬まで、仕事で海外にいます。9月末までの市役所窓口での受取手続きができません。どうしたらカードを受け取れますか？

＜回答＞
対象者の方から、長期出張や入院等の理由で、9月末までの受取が難しいというご相談も受けていることから、受取窓口を 11 月末日まで延長します。
その他、ご心配なこと、ご質問などございましたら、専用のコールセンターでも対応しておりますので、どうぞお気軽にお問合せください。

【カードの使用方法】

＜質問＞
カードの有効期限はありますか？

＜回答＞
令和8年12月31日（木）です。有効期限を過ぎると利用できなくなりますので、ご注意ください。また、残高を精算（返金）することはありません。

＜質問＞
私がいつも買い物する市内のスーパーで使うことはできますか？

＜回答＞

市内のスーパーは、ほとんど使うことができます。全国のVisa 加盟店で利用が可能ですので、その他の多くの店舗でも利用可能です。
主な店舗の一覧を市のホームページで紹介していますので、参考にご確認ください。

市内の事業者で、市ホームページへの情報掲載を希望される場合は、専用フォームからお申し込みをお願いします。(コールセンターでも受付しています。)

<質問>
どこの店舗で使用可能ですか？市外の店舗でも利用可能ですか？

<回答>
全国のVisa 加盟店で利用が可能です。ただし、一部対象外店舗(ガソリンスタンド、月額・継続契約の利用料金等)もありますので、詳しくは、バニラVisa ギフトカードのホームページでご確認ください。
なお、市外の店舗でも利用可能ですが、市内店舗での利用を推奨しています。市内で利用可能な店舗情報を市HPに掲載しています。

磁気テープをスライドして読み取る方式の決済端末があるスーパーやコンビニなどの実店舗、ネットショッピングなど全国の Visa 加盟店でご利用いただけます。
また、店舗によっては現金や他の決済手段との併用ができる場合もあります。



<質問>
1回の利用額がカードの残高を超える場合、現金との併用はできますか？

<回答>
店舗により異なります。お手数ですが、店舗に事前確認をお願いします。
市 HP で利用できる店舗の一部やカードの残高と現金の併用ができる店舗を掲載しています。コールセンター(電話 076-433-4358)でもお伝えしています。

<質問>
残高はどのように確認できますか？

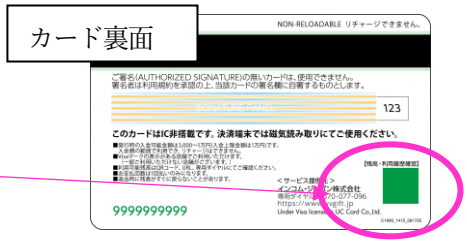
<回答>
Web サイト又は専用ダイヤルで確認可能です。なお、確認にはカードに記載されている「お問合せ用お客様番号」が必要になりますので、ご準備の上、いずれかの方法でご確認ください。(カード利用後のレシートや利用店舗での残高確認はできません。)

○カード残高の確認方法

ア)お電話での確認方法
電話 0570-077-096 をダイヤル
◎ご自身のカードの「お問い合わせ用お客様番号」を伝える。(又はプッシュ)



イ)ご自身のカード裏面に記載されている
QR コードから確認できます。
QR コードをスマートフォンの
カメラで読み取ってください。



ウ)専用サイトからも確認できます。
バニラ Visa ギフトカード残高確認サイ(https://vvgift.jp/my/card)

エ)自分でメモをしておく。(5千円－ギフトカードでの買い物の合計額＝残高)

オ)市役所企画情報課(3階)へお越しください。確認のお手伝いをします！

＊ギフトカード送付時に同封したチラシ「ギフトカードご利用案内」もご覧ください。

<質問>
少額が残ってしまったのですが使い切る方法はありますか。

<回答>
方法の一例を紹介します。
・端数のない商品を選ぶ
・店舗によっては現金との併用が可能な場合があります。
例えば、4,650円をお好きなお店で利用し、最後に、現金など併用払いができる店を利用し、残高を使い切る。
・残高を使い切る方法(バニラ Visa ギフトカード専用サイト)
(https://www.vvgift.jp/user/info/009)



カードの残高と現金の併用ができるお店で、「残高〇〇円あります。
不足分は、現金で支払いします」と伝えてください。

<質問>
ネットショッピングでも使えますか？

<回答>
使えます。具体的な使用方法は、Visa ギフトカード HP にてご確認ください。
(https://www.vvgift.jp/user/card)

<質問>
残高を足すこと(チャージ)や、複数枚のカード残高の合算はできますか？

<回答>
バニラ Visa カードは使いきりのプリペイドカードです。チャージして繰り返し使うことや、複数枚のカード残高を合算することはできません。

＜質問＞
使用後のカードはどうすればいいですか？

＜回答＞
残高を使い切ったカードはハサミを入れてプラスチックごみとして処分してください。
返却は不要です。

◎利用履歴の確認は、有効期限に関係なく過去15か月分確認できますので、処分の際はご留意ください。

◎購入商品の返品が発生した場合、購入時に利用した同じカードが必要になるケースがありますので、処分の際はご留意ください。

＜質問＞
ギフトカードは換金できますか？

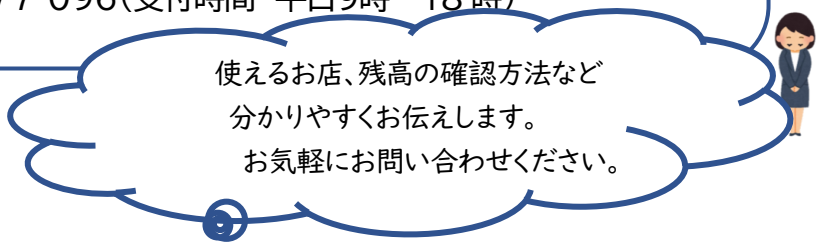
＜回答＞
換金はできません。あらかじめご了承ください。

＜質問＞
「使い方がわからない！」、「残高を使い切りたい」、「どこで使えるの？」「残高があるはずなのに、レジで使えなかった」など、カードに関して困っていることやわからないことがたくさんあります。どうしたらいいですか？

＜回答＞
今回のギフトカードについて、わからないことや不安なことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【本事業全般及び利用店舗に関するお問い合わせ】
黒部市家計応援物価高騰対策事業コールセンター
電話　076-433-4358（受付時間　平日９時～17時）

【カードの残高確認やギフトカードの使い方に関するお問い合わせ】
Visa ギフト専用ダイヤル
電話　0570-077-096（受付時間　平日9時～18時）



＜質問＞
紛失や破損した場合、再発行はできますか？

＜回答＞
申し訳ありませんが、紛失・破損による再発行は受け付けておりません。管理には十分ご注意ください。

【給付対象】

＜質問＞
転入日が令和8年1月1日ですが、対象になりますか？

＜回答＞
令和8年1月1日時点の住民基本台帳に記載されている方となりますので、対象です。
ただし、令和8年1月16日以降に届出をされた方は対象外となります。

＜質問＞
転出日が令和8年1月1日ですが、対象になりますか？

＜回答＞
対象になりません。

＜質問＞
出生日が令和8年1月1日ですが、対象になりますか？

＜回答＞
令和8年1月1日時点の住民基本台帳に記載されている方となりますので、対象です。なお、出生者につきましては、令和8年1月2日以降、令和8年3月 31 日までに生まれた方も対象となります。ただし、令和8年4月 15 日以降に届出をされた方は対象外となります。

＜質問＞
令和8年1月2日に亡くなった場合、対象になりますか？

＜回答＞
令和8年1月2日以降に亡くなられた方も、令和8年1月1日時点の住民基本台帳に記載されている方となりますので、対象です。

＜質問＞
外国籍の住民も対象になりますか？

＜回答＞
令和8年1月1日時点の住民基本台帳に記載されている方であれば対象となります。

＜質問＞
受取の辞退は可能ですか？

＜回答＞
市民の皆様の生活を支援する目的で給付しており、ぜひ、ご活用いただければと考えております。
もし、辞退を希望される場合は、黒部市企画情報課（電話 0765-54-2115）までご連絡ください。

【送付関連】

＜質問＞
　どのように送付されますか？

＜回答＞
　世帯ごとに、令和8年1月1日時点の住民基本台帳に記載されている住所に対面配達（ゆうパック）で送付します。
　なお、宛名は住民基本台帳上の世帯主で、世帯員分をまとめてお送りします。（世帯員が5名の場合は、5,000 円分のギフトカード×5枚）

＜質問＞
　住民基本台帳に記載されている住所以外の場所での受取に変更できますか？

＜回答＞
　原則、できません。令和8年1月1日時点に住民基本台帳に記載されている住所宛に送付します。転出（転居）されている場合は、郵便局へ転居届を提出してください。
　なお、配偶者等の暴力を理由に避難している方で事情により住民票を移すことができない方等、事情のある方は、黒部市家計応援物価高騰対策事業コールセンター（電話　076-433-4358）へお申し出ください。

＜質問＞
　2月2日に生まれた娘（対象）のギフトカードの申請は必要ですか？いつもらえますか？

＜回答＞
　申請は、不要です。7月下旬にゆうパックで世帯主あてに送付しました。

＜質問＞
　施設等に入所している家族の分はどうなりますか？

＜回答＞
　令和8年1月1日時点の住民基本台帳上の住所が、黒部市内の施設で登録されておられれば施設宛に送付します。
　ご自宅で登録されておられる場合は、台帳上の世帯主宛に送付します。

本 FAQ は、令和8年 10 月 13 日時点で作成したものになります。今後、追加・変更・修正することがありますので、ご了承ください。